

# **広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針**

**平成 30 年 1 月 31 日**

**令和元年 6 月 11 日見直し**

**広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会**

**(西部建設事務所管内【東ブロック】)**

## I 取組方針の策定の趣旨について

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、多数の孤立者が発生する事態となりました。今後もこのような河川施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。国土交通省ではこの答申を踏まえ、施設の能力には限界があり施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、新たに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、全国の直轄河川とその沿川市町村において、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めることとしました。県内では国が管理する4つの一級河川において「大規模氾濫時の減災対策協議会」を設置して、地域で取組が進められています。

こうした中、平成28年8月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況を鑑み、県管理河川においても水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を推進していくこととしました。

本県では、平成26年8月20日に広島市で発生した大規模な土砂災害を契機に、官民が一体となった『広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動』を展開しているところであり、こうした河川での洪水に備え、県管理の一級河川指定区間と二級河川を対象に、平成29年2月、広島県、呉市、竹原市、東広島市及び大崎上島町、中国地方整備局及び広島地方気象台が参画した広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会（西部建設事務所管内【東ブロック】）を設置し、減災のための目標を共有し、より実効性のある防災・減災対策を総合的・計画的に推進していくこととしています。

このため協議会では、減災に向けた施策を実効性をもって着実に推進するための指針となる「広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針」を策定し、これに基づき、各構成員の役割分担のもと、各種取組を積極的に推進していきます。

## Ⅱ 地域の状況等について

### 1 地域の状況

当協議会の所管区域は、広島県中央部に位置する呉市、竹原市、東広島市及び大崎上島町3市1町で、面積は約1,150km<sup>2</sup>、人口は約45万人です。

地勢は大部分が山地で、瀬戸内海に注ぐ一級河川太田川水系、島根県を通過し日本海に注ぐ一級河川江の川水系、東広島市から呉市に至る二級河川黒瀬川水系及び東広島市から三原市へ至る沼田川水系など、河川数は82河川、河川延長は約352kmとなっています。

### 2 過去の主な洪水被害

昭和20年9月の枕崎台風による黒瀬川の洪水で呉市広地区において死者8名、流出家屋14棟、浸水家屋142棟などの被害を受けたのをはじめ、昭和37年7月、昭和42年7月豪雨などでも、家屋の流失・浸水や農地や道路の冠水等甚大な被害が発生しています。

近年では、平成11年6月29日、平成21年7月24日、平成22年7月14日の梅雨前線豪雨により呉市街地中心部を流下する堺川流域が溢水し、また、平成11年6月29日、平成21年7月24日には東広島市を流下する沼田川水系入野川が溢水し、それぞれ床上浸水を含む大きな浸水被害が発生しました。

その後、平成30年7月の記録的な豪雨により、当協議会所管区域内においては、中畑川、賀茂川など4河川における破堤や、野呂川、葛子川、三津大川など9河川における越水・溢水により、多くの浸水被害が発生しました。

こうした洪水被害の解消を目指し計画的に河川改修等を進めていますが、近年の気候変動により、平成27年の関東・東北豪雨による茨城県鬼怒川における被害や平成28年の台風10号による岩手県小本川における被害など、施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されており、また、平成30年7月豪雨による甚大な被害が発生したことからより一層のハード対策とソフト対策を用いた防災・減災対策に取り組む必要があります。

### Ⅲ これまでの主な取組状況について

#### 1 河川整備による災害防止・減災対策

##### (1) 河川改修事業等の推進

平成 28 年に「ひろしま川づくり実施計画 2016」を策定し、広島県が管理する一級河川（指定区間）及び二級河川における河川改修事業等の実施箇所について、「客観的な評価指標による優先順位付け」により全箇所をランク別に区分し事業実施箇所を決定しました。

この計画に基づき、河川の流下断面を広げるなどにより洪水を安全に流下させる河川改修事業等を計画的に実施しています。

##### (2) 河川内の堆積土等の除去

河川内の堆積土や樹木は、洪水時に流れを阻害することで河川の水位を上昇させ浸水などの被害を助長するおそれがあります。このため、平成 28 年に「河川内の堆積土等除去計画」を策定し、管理基準を定めて計画的に堆積土等の撤去を行っています。

#### 2 自助、共助、公助による地域防災力の向上

##### (1) 基準水位の見直し

広島県では平成 28 年度から、洪水予報河川及び水位周知河川で設定している氾濫危険水位等の基準水位について、「越水するまでに避難が完了する」ことを前提に見直しに着手しています。

基準水位の見直しに当たっては、市町長による避難勧告等の適切な判断と住民の避難行動に結びつくよう、避難勧告等の発令に携わる職員など関係者の方々に構成するワークショップにおいて、避難勧告等の発令に関する行動や手順を議論し、「住民の避難行動の実態に即したリードタイムの検証」を行うとともに、河川管理者、市町及び住民の行動を時系列に沿って整理したタイムラインを作成しています。

平成 30 年 7 月豪雨により、重大な被害が生じた河川については、住民の早めの避難に繋げるよう、暫定的に氾濫危険水位等の基準水位を引き下げるなど行い、警戒レベルを引き上げて運用しています。

## **(2) 洪水浸水想定区域図の作成**

これまでに洪水予報河川及び水位周知河川において「計画降雨」（河川整備において基本となる降雨）による洪水浸水想定区域図を作成し、公表しています。また、平成28年度から「想定最大規模降雨」（想定し得る最大規模の降雨）による洪水浸水想定区域図の作成に着手しており、順次公表していきます。

## **(3) 堤防の浸透・侵食に関する監視強化**

広島県では平成28年度から浸透・侵食により堤防機能に支障及び変状が生じる可能性が高い区間を重点監視区間として定め、これを出水時に監視し、変状が発見された場合には、市町へ情報提供し、避難勧告等の発令に役立てています。

平成28年度に、沼田川（延長＝1.05km）、黒瀬川（延長＝0.25km）、瀬戸川（延長＝1.30km）及び猪之子川（延長＝1.10km）を重点監視区間に設定しました。

## **(4) 河川防災ステーションの整備**

県管理河川では、洪水時等における円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動を行うための水防活動の拠点として、沼田川水系沼田川と黒瀬川水系黒瀬川にヘリポートや水防センターを備えた河川防災ステーションを整備しています。

このうち沼田川防災ステーションでは、出水期前に水防工法講習会を実施しているほか、洪水時の内水排除や洪水排水を目的とした排水ポンプ車を配備しています。

## **(5) 要配慮者利用施設の管理者等に対する説明会の実施**

平成28年度、県内の要配慮者利用施設の管理者や市町の水防担当者、福祉担当者等を対象に、水害や土砂災害に対して適切な避難行動がとれるよう、河川情報や防災気象情報の活用等に関する説明会を開催しました。

## **(6) 防災情報の提供**

広島県内における雨量や河川水位等の観測情報は、水防テレメータシステムにより集約して「広島県河川防災情報システム」により住民等へ配信しています。

## (7) 防災に係る普及啓発

平成26年8月に広島市で発生した土砂災害を踏まえ、防災力の強化に向けてこれまで以上に推進していくこととした「知る」、「察知する」、「行動する」、「学ぶ」、「備える」の5つの行動目標からなる「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」の一環として、河川防災の出前講座を積極的に実施しています。

また、水防月間を中心に、教育機関や報道機関を通じて、防災情報の普及と促進に取り組んでいます。

## (8) 水防訓練・避難訓練の実施

広島県内の市町で消防や自主防災組織等と連携した水防訓練や洪水等を想定した防災訓練を実施しています。また、避難訓練については、市町だけでなく自主防災組織が実施しているものも多くあります。

# IV 減災に向けた目指すべき姿

「洪水による『災害死ゼロ』」の実現を目指し、河川管理者や市町、气象台などの行政機関が一体となって、減災に向けた取組方針に基づく取組を積極的に推進し、

すべての行政や住民等の各主体が、

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの認識を持ち、

普段から災害に備え、

いざという時に命を守るための行動をとることができる

体制づくりが進んでいる。

状態を目指します。

## V 減災に向けた取組方針について

広島県管理河川大規模氾濫時の減災対策協議会では、『広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（平成28年度～平成32年度）』の取組を推進するとともに、施設では防ぎ切れない大洪水に備え、避難勧告等の発令判断に資する情報を県、市町、国などの関係機関で共有し、連携して洪水に関する市町の適切な避難勧告等の発令及び住民の円滑かつ迅速な避難行動の推進などに取り組み、逃げ遅れをなくし「洪水による『災害死ゼロ』」を目指します。

また、「洪水による『災害死ゼロ』」を達成するため、「適切な避難勧告の発令等」や「水防活動の効率化及び水防体制の強化」、「平時からの住民への避難行動等の周知」に関する取組を推進するほか、『ひろしま川づくり実施計画2016（平成28年度～平成32年度）』に基づき、計画的かつ着実に河川の整備を行います。

### 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動 行動計画

（計画期間：平成28年度～平成32年度）

### 広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針

（取組期間：平成29年度～平成32年度）

#### 計画的かつ着実な 河川整備

- ・「ひろしま川づくり実施計画2016」に基づく河川整備
- ・「河川内の堆積土等除去計画」に基づく適切な維持管理 等

#### 適切な避難勧告等 の発令

- ・水害対応タイムラインの作成
- ・洪水時におけるホットラインの構築
- ・基準水位の見直し
- ・想定最大規模降雨での浸水想定区域図の作成 等

#### 水防活動の効率化 水防体制の強化

- ・危険箇所の確認、堤防の合同点検
- ・水防資機材の情報共有及び相互支援
- ・関係機関が連携した水防訓練 等

#### 平時からの住民への 避難行動等の周知

- ・水害対応タイムラインの周知
- ・水害ハザードマップの周知
- ・要配慮者利用施設避難確保計画の作成支援
- ・防災情報、避難行動等の周知 等

「洪水による『災害死ゼロ』」の実現

# 1 減災に向けた4つの施策

## (1) 計画的かつ着実な河川整備

治水事業は県民の生命と財産を守る、最も根幹的な事業であり、これまで河川改修事業やダム建設事業で治水施設の整備を計画的に進めてきましたが、河川の整備には長い期間を要するため、洪水等による氾濫のおそれのある河川が、未だ多く残っています。

このため、河川改修事業等の実施に当たっては、客観的な評価により事業箇所ごとの優先度を明確にした上で、優先度の高い箇所から整備を図り、事業効果の早期実現を目指します。

### 【現状の課題】

- ☑ 県管理河川では、40mm/hr程度の降雨による洪水に対応できない区間が多く残っています。近年では、気象変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されており、ソフト対策とハード対策が両輪となった防災・減災対策が求められています。
- ☑ 近年頻発する局地的豪雨に備え、河川の流下能力の阻害要因となる堆積土砂や樹木について、計画的な対応が求められています。

### 《 取組事項 》

項目	取組内容	実施主体
① 「ひろしま川づくり実施計画2016」に基づく河川整備	・ 県が管理する一級河川（指定区間）及び二級河川について、洪水による浸水被害を防止するため、優先度に基づき河川の流下断面を広げるなど洪水を安全に流下させる河川改修事業を計画的に実施。 【継続実施】	県
② 「河川内の堆積土等除去計画」に基づく適切な維持管理	・ 河川内の堆積土や樹木の状況による優先度に基づき、計画期間での対策実施箇所を明確にし、計画的に浚渫工事などを実施。 【継続実施】 ・ 平成30年7月豪雨により発生した堆積土や樹木の浚渫工事を実施。 【平成30年度から実施】	県
③ 近年の浸水被害に対する治水対策の推進	・ 国と県で連携して排水ポンプ車の全県的な運用を実施。（県有排水ポンプ車：東部2台、三原支所1台） 【令和元年度から実施】	国 県 市町

## (2) 適切な避難勧告等の発令

都道府県が管理する中小河川は、急激な水位上昇を伴うことが多く、短期間での対応を迫られることが想定されます。

このため、住民等が円滑かつ速やかに安全な場所へ避難できるよう、広島県及び広島地方気象台は、河川水位の変化や降雨状況及び今後の見通し、堤防の浸透・侵食等の状況など避難勧告等の発令判断に資する情報を迅速かつ的確に把握し、避難勧告等の発令判断を行う市町に確実に情報伝達するなど、関係機関の連携により、適切に住民を避難させることができる体制を整備します。

### 【現状の課題】

- ☑ これまでの記録を超える降雨量が各地で観測されており、こうした事象に備えて住民に適切に避難勧告等を発令できるよう、市町の避難計画等を整理・確認しておく必要があります。
- ☑ 避難勧告等の発令にあたり、緊急時に市町長が行う状況判断に役立つよう、河川管理者から直接河川に関する情報を適時・適切に提供する仕組みが必要です。
- ☑ 現行の氾濫危険水位等の基準水位が、避難勧告の発令等に必ずしも活用されているとはいえない状況にあることから、市町の避難勧告等の発令に活用できるよう実態に即した基準水位とする必要があります。

### 《 取組事項 》

項 目	取 組 内 容	実施主体
① 水害対応タイムラインの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水予報河川及び水位周知河川において、河川の氾濫時に住民、市町、県がとるべき行動を時系列に沿って整理したタイムラインを作成し、自主防災組織・自治会等を通じて住民等へ周知。 【継続実施】</li> <li>・毎年、出水期までに水防等連絡会において、タイムラインを確認。 【継続実施】</li> <li>・平成 30 年 7 月豪雨により重大な被害が生じた河川については、暫定的に基準水位の引き下げ（警戒レベルの引き上げ）を実施。 【平成 30 年度から実施】</li> </ul>	県 市町

項目	取組内容	実施主体
② 避難計画の 確認・見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報河川及び水位周知河川の基準水位の見直し時に避難経路や避難場所等の検証を行った。引き続き、必要に応じて避難計画（計画規模）を見直す。【継続実施】</li> <li>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づき、市町の避難計画（避難所や避難場所など）を見直し住民等へ周知。【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】</li> </ul>	市町 (国) (県)
③ 洪水時における ホットラインの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報河川及び水位周知河川の沿川市町と県建設事務所(支所)において、河川情報に関するホットラインを実施。【継続実施】</li> <li>市町と広島地方気象台において、気象情報に関するホットラインを実施。【継続実施】</li> <li>毎年出水期までに水防等連絡会においてホットラインの連絡体制や伝達内容を確認。【継続実施】</li> </ul>	県 市町 気象台
④ 基準水位の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が発令する避難勧告等の目安となる洪水予報河川及び水位周知河川の基準水位について、情報伝達や避難に要する時間を踏まえた水位への見直しを行い、住民等へ周知。引き続き、必要に応じて見直しを行う。【継続実施】</li> </ul>	県 (市町)
⑤ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報河川及び水位周知河川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成し、県建設事務所等での閲覧、ホームページへの掲載により公表。【平成 29 年度から順次作成・公表】</li> </ul>	県
⑥ 水害ハザードマップの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を基にした水害ハザードマップを作成し、印刷物の配布、ホームページへの掲載等により住民等へ周知。【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】</li> </ul>	市町 (県)
⑦ 水位情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報河川及び水位周知河川について、広島県河川防災情報システムにより水位等の観測情報を提供。【継続実施】</li> <li>水位周知情報等の発表文例の変更。【令和元年度から実施検討】</li> <li>洪水予報河川、水位周知河川以外の河川について、危機管理型水位計※の配置計画に基づき順次整備。【平成 31 年 4 月配置計画策定、順次整備】</li> </ul>	県
⑧ 河川監視用カメラの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川監視用カメラ（CCTVカメラ）の配置計画に基づき順次整備。【平成 31 年 4 月配置計画策定、順次整備】</li> </ul>	県
⑨ 防災気象情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の予測雨量や危険度を色分けした時系列の表形式で視覚的にわかりやすく提供。</li> <li>警報級の現象になる可能性について、「明晩まで」及び「数日後まで」の情報を積極的に提供。</li> <li>土砂災害に加え、浸水害と洪水害についてもメッシュ情報による危険度分布の予測を提供。【継続実施】</li> <li>「避難勧告等に関するガイドライン」に導入された警戒レベルと防災気象情報の関連性をわかりやすく表示するように気象庁 HP の表示を改善。【随時実施】</li> </ul>	気象台

※ 危機管理型水位計 … 洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。

### (3) 水防活動の効率化、水防体制の強化

人命と財産を災害から守り被害を最小限に抑えるために、洪水時には堤防などを巡視し、災害発生危険性がある箇所では水防活動を行うことが重要です。

このため、市町、**消防団（水防団）**、河川管理者による連携を強化するなど、洪水時での適切な河川巡視や氾濫危険性がある箇所での速やかな水防活動を実施できる体制を整備します。

#### 【現状の課題】

- ☑ 迅速かつ的確な水防活動や適切な避難誘導を行うためには、水防関係機関で、予め想定される危険箇所や堤防の状態等について確認しておく必要があります。
- ☑ 円滑に住民を避難誘導するためには、平時から市町、**消防団（水防団）**、河川管理者が連携した実践的な水防訓練を実施するなど、関係機関の連絡体制や役割分担、行動内容を確認し非常時に備えておく必要があります。
- ☑ 大規模な氾濫時には、市町ごとの備蓄水防資機材では不足することが想定されることから、関係機関が相互に支援する仕組みが必要です。

#### 《 取組事項 》

項目	取組内容	実施主体
① 水位周知河川等における危険箇所の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年出水期までに開催する水防等連絡会において、洪水予報河川及び水位周知河川における危険箇所等を確認。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【継続実施】</p>	県市町
② 河川管理者と市町による堤防の合同点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防について、河川管理者が「堤防区分の評価」と「河川背後地の社会的評価」による重要度を踏まえた区間区分を設定し、点検を実施。</li> <li>・堤防の状態確認や防災情報の共有のため、県と市町の合同点検を実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【継続実施】 【平成29年度から検討、順次実施】</p>	県市町
③ 堤防における浸透・侵食に関する重点監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸透・侵食により堤防機能に支障及び変状が生じる可能性が高い区間（重点監視区間）について、水防警報（出動）の発表時から監視を開始。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【継続実施】</p>	県
④ 関係機関が連携した水防訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水害対応タイムラインを活用するなど、多様な関係機関、住民等の参加による実践的な水防訓練を実施。</li> <li>・河川防災ステーションを活用し、国、県、市町職員及び<b>消防団（水防団）</b>等を対象に、河川情報や気象情報の把握や水防工法など水防に係る研修を実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【平成30年度から検討】 【継続実施】</p>	国県市町

項目	取組内容	実施主体
⑤ 水防資機材の 情報共有及び 相互支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年出水期までに水防等連絡会において、各機関で備蓄している水防資機材の保管場所、内容及び数量等を確認・共有。 【継続実施】</li> <li>毎年出水期までに水防等連絡会において、国や県が所有する排水ポンプ車等の水防用機械を非常時に利用する場合の手続き等について確認。 【継続実施】</li> </ul>	国 県 市町
⑥ 水防連絡体制 の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年出水期までに水防等連絡会において、県と市町間の水防連絡体制を確認。 【継続実施】</li> <li>毎年出水期までに、市町ごとに消防団（水防団）との連絡網及び連絡内容等を確認。 【継続実施】</li> </ul>	県 市町
⑦ 水防に関する 広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防団（水防団）員の募集、自主防災組織・企業等の参画を促すための広報を実施。 【継続実施】</li> </ul>	市町 (県)

#### (4) 平時からの住民への避難行動等の周知

避難勧告等が発令された場合に、住民が適切に避難行動をとり安全を確保するためには、住民一人ひとりが、想定される災害に対してどのような避難行動をとればよいか、予め理解しておくことが重要です。

このため市町は河川管理者等と連携し、各地域における洪水などの災害発生の危険性に関する情報を平時から住民に周知するとともに、水害対応タイムラインや水害ハザードマップの配布、住民参加型の避難訓練の実施などを通じて、住民一人ひとりが普段から洪水に対応した避難場所や避難経路を確認し、いざというときには洪水発生の危険性を察知し、適切な避難行動をとることができるよう、取り組んでいきます。

##### 【現状の課題】

- ☑ 近年、局地的豪雨が頻発するなか、災害時の避難場所や避難経路を確認していないなど災害に関する意識の浸透が十分でないことから、地域における河川氾濫の危険性の周知など、住民の災害に関する意識を高めていく必要があります。
- ☑ 気象情報や防災情報の中には用語の意味の認知度が低いものもあるため、住民の正しい理解を促進していく必要があります。
- ☑ 避難勧告等の発令が必ずしも住民の避難行動に結びついていないことから、洪水時にとるべき行動の確認など実際に住民が避難行動をとれるよう、普及・啓発等に取り組む必要があります。

## 《 取 組 事 項 》

項 目	取 組 内 容	実施主体
① 水害対応タイム ラインの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水予報河川及び水位周知河川において作成したタイムラインを自主防災組織・自治会等を通じて住民等へ周知。《再掲》</li> </ul> <p style="text-align: right;">【継続実施】</p>	市町 (県)
② 水害ハザードマ ップの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を基に作成した水害ハザードマップを印刷物の配布，ホームページへの掲載等により住民等へ周知。《再掲》</li> </ul> <p style="text-align: center;">【洪水浸水想定区域図の作成状況を踏まえて検討】</p>	市町 (県)
③ 要配慮者利用施 設の避難確保計 画の作成に関す る支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>国が作成した「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引」等を対象施設に周知。</li> <li>地域防災計画への要配慮者利用施設の指定状況や施設における避難確保計画の作成状況等について，協議会を通じて情報共有を図る。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【継続実施】</p>	国 県 市町
④ 住民参加による 避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>出水期までに水害対応タイムラインや水害ハザードマップ等を活用し，避難場所や避難経路及び危険箇所などを確認するなど，住民参加による実践的な避難訓練を実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【継続実施】</p>	市町
⑤ 防災情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>「広島県河川防災情報システム」や「洪水ポータルひろしま」等を周知し，これ通じて河川水位や降雨状況など住民の警戒避難に役立つ情報を提供。</li> <li>河川防災の出前講座，避難訓練，広報誌，広報番組等により県防災WEB等の周知，防災情報メールへの登録促進。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【継続実施】</p>	県 市町
⑥ 避難行動等の 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川防災の出前講座，避難訓練等において，水害対応タイムラインや水害ハザードマップ等を活用して，洪水時の住民の対応を周知。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【継続実施】</p>	県 市町
⑦ 浸水実績等の 周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>国，県，市町が保有する過去に発生した浸水被害等に係る情報を収集し，住民に周知。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【継続実施】</p>	国 県 市町

## 2 取組期間

平成29年度から平成32年度まで（4年間）

## 3 取組方針のフォローアップ

- (1) 各構成員の取組内容については、必要に応じて広島県の水防計画や市町の地域防災計画等に反映することにより責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組んでいきます。
- (2) 協議会は、国直轄河川や各都道府県の減災に向けた取組状況を収集し、各構成員へ情報提供します。
- (3) 毎年、協議会を開催して各構成員の取組状況をフォローアップし、必要に応じて「広島県管理河川大規模氾濫時の減災に向けた取組方針」の見直しを実施します。
- (4) 今後検討することとしている項目等については、協議会で調整・確認し、順次実施していきます。
- (5) 協議会での取組内容等について、広島県のホームページ等で公表します。